

# 大規模災害時石油供給対策に係る 重要施設及び緊急車両報告について

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

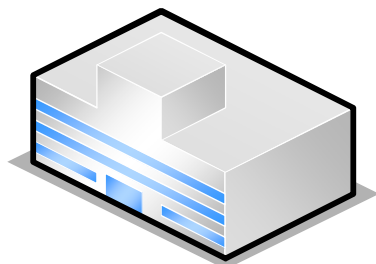
## 1 制度の概要

県では、東日本大震災発生後における石油燃料供給の混乱を踏まえ、大規模災害時に石油燃料供給不足に直面した場合でも、医療・福祉サービスを提供している重要施設・緊急車両に対して、必要な石油燃料を供給するための体制を構築しています。

## 2 高齢福祉保険課所管の重要施設及び緊急車両

### (1) 重要施設

- ① 介護療養型医療施設
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護老人福祉施設
- ④ 短期入所生活介護事業所(単独型)
- ⑤ 軽費老人ホーム
- ⑥ 養護老人ホーム
- ⑦ 有料老人ホーム



### (2) 緊急車両

- ① 訪問看護車両
- ② 訪問介護車両
- ③ 居宅療養管理指導車両



### 3 報告について

- ・ 平成24年度から平成26年度まで、青森県内の重要施設及び緊急車両に該当となる車両を保有する事業所等全てに通知を行い、制度の周知及び登録作業を行ってきました。
- ・ 平成27年度からは、前年度までに報告のあった施設・事業所及び前年度の照会以降に新規開設した施設・事業所のみに通知を行う取扱いとしました。
- ・ 未登録の既存施設・事業所で、新規に登録を受けたい場合は、高齢福祉保険課介護事業者グループまで連絡してください。登録方法等について説明いたします。（重要施設及び緊急車両の登録は、年度後半に1回のみとしております。）
- ・ 既に登録している施設・事業所等におかれましては、年1回登録内容の照会をします。変更等がある場合は必ず報告してください。
- ・ 登録車両を1台も有しない状況となった場合や、指定介護サービス事業所等としての事業を廃止又は休止した場合は、速やかに緊急車両登録ステッカーを返還してください。

※ 災害時の石油燃料供給対策の詳細については、次のホームページをご参照ください。

「災害時の石油燃料供給対策について」

([http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/saigai\\_sekiyu.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/saigai_sekiyu.html))

# ※「災害時の石油燃料供給対策について」ホームページ

([http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/saigai\\_sekiyu.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/saigai_sekiyu.html))に掲載されているリーフレット

**東日本大震災時は、石油燃料の供給が不足し、**  
**病院での救急対応や支援物資運搬車両の運行に支障を来すなど、県民生活に大きな影響が生じました。**  
**このため、県では、災害により石油燃料の供給不足に直面した場合でも、**  
**県民の皆様の生命を守り、**  
**生活の維持を図るために業務継続が求められる病院等の重要施設や緊急車両に対し、**  
**石油燃料を優先的に供給できる体制の整備に取り組んでいます。**  
**災害時における重要施設や緊急車両への優先給油について、**  
**県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。**

**災害時に優先給油対象となる重要施設・緊急車両について**

**1. 重要施設の定義**

- ① 病院、有床診療所、人工呼吸器等の生命維持装置及び透析装置を継続して稼働させる必要がある診療所、休日夜間急患診療所並びに青森県赤十字センター
- ② 特別養老老人ホーム等の福祉施設
- ③ 避難所に指定されている施設
- ④ 上下水道施設、ごみ処理施設、通信施設等の県民生活の維持を図るために必要な施設
- ⑤ ダム等停電により災害の防止が不可能となるため、継続して遮断する必要がある施設
- ⑥ 公共交通機関及び支援物資等の運搬を主な目的として運行される車両の事業所
- ⑦ 消防・警察等の災害対策業務を行う施設
- ⑧ 県及び市町村の災害対策業務を行う施設
- ⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部が必要と認めた施設

**2. 緊急車両の定義**

- ① 赤色灯付の車両
- ② 医療機関の車両、医薬品、医療材料等を搬送する車両（医療機関等の名称が表示されている車両）
- ③ 訪問看護、訪問介護、居宅療養管理指導を実施するための車両
- ④ 電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの応急復旧を行う車両
- ⑤ 道路、河川、港湾、鉄道等の公共施設の応急復旧を行う車両
- ⑥ 給水車、ごみ収集車、除雪車等の県民生活の維持を図るために必要な車両
- ⑦ 行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬及び災害防止活動を行う車両
- ⑧ 県、市町村、一部事務組合、広域連合の公用車
- ⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部が必要と認めた車両



重要施設や  
緊急車両への  
優先給油

災害時の  
迅速な復旧  
のために

にご理解とご協力を  
お願いいたします。

**緊急車両専用ステッカーについて**



(緊急車両の定義 ②④⑤⑥⑦⑧⑨)



(緊急車両の定義③)

**使用方法**  
 赤色灯付の車両以外の緊急車両が、災害時にガソリンスタンドにおいて優先給油を行う際、前面ドアの両側に貼付して使用します。  
 (災害時に給油を受ける時のみ貼付し、平時は使用しません。)



